

別表 許可の制限措置等及びその他の事項

制限措置							条件
漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格	許可をす べき漁業 者の数	
うなぎ稚魚漁業（小型定置網又はふくろ網）	定めなし	定めなし	一ツ瀬川の左岸導流堤突端と右岸導流堤突端を結んだ線より上流の海面及び一ツ瀬川水系の本支流	令和8年12月1日から令和9年3月15日まで。ただし、令和8年12月21日の日の入りから12月26日の日の出まで、令和9年1月19日の日の入りから1月24日の日の出まで、2月18日の日の入りから2月23日の日の出までの期間を除く。	国又は地方公共団体の出資に基づいた法人であること	1	1) 操業区域のうち、知事が指定する区域以外では操業してはならない。 2) 使用する網の統数は、8 統以内とする。 3) 使用する網の全長は50m以内とし、袖網入口の長さは25m以内とする。 4) 使用する網には標識灯を設置し、夜間でも識別できるようにしなければならない。 5) 採捕されたうなぎ稚魚は、毎日、全量出荷しなければならない。ただし、国等試験研究機関からの委託により標本とするものを除く。 6) 操業を行ったときは、その日の採捕量を翌営業日までに知事に報告しなければならない。 7) 使用する船舶には、知事が交付する標旗を識別しやすい場所に掲揚しなければならない。 8) 他船舶の航行に支障をきたさないよう航路を確保するとともに、更に必要な場合は、他船舶の誘導を行わなければならない。 9) 許可証に記載のある従事者以外の者に採捕を行わせてはならない。
			大淀川の左岸導流堤突端、中央導流堤突端、右岸導流堤突端を順次に結んだ線より上流の海面及び大淀川水系の本支流			1	1) 操業区域のうち、知事が指定する区域以外では操業してはならない。 2) 使用する網の統数は、1 2 統以内とする。 3) 使用する網の全長は50m以内とし、袖網入口の長さは25m以内とする。 4) 使用する網には標識灯を設置し、夜間でも識別できるようにしなければならない。 5) 採捕されたうなぎ稚魚は、毎日、全量出荷しなければならない。ただし、国等試験研究機関からの委託により標本とするものを除く。 6) 操業を行ったときは、その日の採捕

						量を翌営業日までに知事に報告しなければならない。 7)使用する船舶には、知事が交付する標旗を識別しやすい場所に掲揚しなければならない。 8)他船舶の航行に支障をきたさないよう航路を確保するとともに、更に必要な場合は、他船舶の誘導を行わなければならない。 9)許可証に記載のある従事者以外の者に採捕を行わせてはならない。
--	--	--	--	--	--	---